

ID: 123

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	移動支援事業利用の決定		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第53条第1項		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】			
第51条及び第53条の規定による。 (対象者)			
第51条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものであって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。)に支援の必要があると町長が認めた者とする。			
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者			
(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者			
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者又は自立支援医療費(精神通院医療)の支給を受けている者			
(決定)			
第53条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否及び給付量を決定し、その旨を移動支援事業利用決定(却下)通知書(様式第23号)により、申請者に通知するものとする。			
2 前項に規定する給付量の1月あたりの上限は、10時間とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日